

区街4号線沿道まちづくり かわら版

第13号
2017. 8

発行元：中野区 都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野

「沼袋区画街路第4号線沿道地区地区計画」及び「平和の森公園周辺地区地区計画の変更」(素案)の説明会のお知らせ

沼袋区画街路第4号線沿道地区の都市計画の変更や地区計画の策定に向けて、昨年は勉強会とまちづくり協議会を各4回ずつ開催し、皆様からたくさんのご意見を頂戴しました。

これらを踏まえまして、このたび沼袋区画街路第4号線沿道地区地区計画素案を別紙のとおり作成いたしました。(※9月の素案説明会で使用する資料です。)

つきましては、この内容について下記の通り説明会を開催いたします。

◆地区計画素案の説明会開催

	開催日	時間	会場
①	9月3日(日)	10:00~11:30	沼袋区民活動センター (沼袋2-40-18)
②	9月3日(日)	15:00~16:30	新井区民活動センター (新井3-11-4)
③	9月5日(火)	19:00~20:30	沼袋区民活動センター (沼袋2-40-18)

※両日程とも説明内容は同じですので、ご都合の良い日にご出席ください。

※説明会会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※9月3日(日)は、時間により会場が異なりますので、ご注意ください。

※一時保育(先着3人程度)及び手話通訳をご希望の方は、8月21日(月)から開催日の5日前までの平日に電話またはファクシミリ(住所、氏名とふりがな、参加希望日、一時保育をご希望の方はお子さんの氏名とふりがな、月年齢を記入)で、下記問い合わせ先までご連絡をお願いします。

【お問い合わせ先】

中野区 都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野

TEL: 03-3228-5487 (直通)

FAX: 03-3228-5417

※連続立体交差事業や沿道まちづくりについては、中野区ホームページにて「西武新宿線沿線まちづくり」や「沼袋区画街路第4号線沿道地区まちづくり協議会」と検索するとご覧いただけます。

※このかわら版は、地区計画の策定を想定している範囲にお住まいの方、営業されている方、土地または建物を所有されている方を対象に送付しています。

◆オープンハウスを開催します！

下記日程にて、地区計画素案の内容や沿道のまちづくりに関する情報等を分かりやすくお伝えします。お気軽にお越しください。

日時：9月11日(月) 13:00~20:00

9月21日(木) 13:00~20:00

場所：沼袋区民活動センター 洋室2号 (9月11日(月))

洋室3号 (9月21日(木))

◆『沼袋区画街路第4号線沿道まちづくり』に関するQ&A

Q1：地区計画素案説明会の開催日は両日とも都合が悪く、参加できないのですが、地区計画素案に関する説明を聞く機会はないのでしょうか。

A1：オープンハウスをご利用ください。日程・場所については上記をご覧ください。また、素案説明会の内容・当日のご意見等についてはこれまで同様にかわら版で地区の皆様にお伝えします。

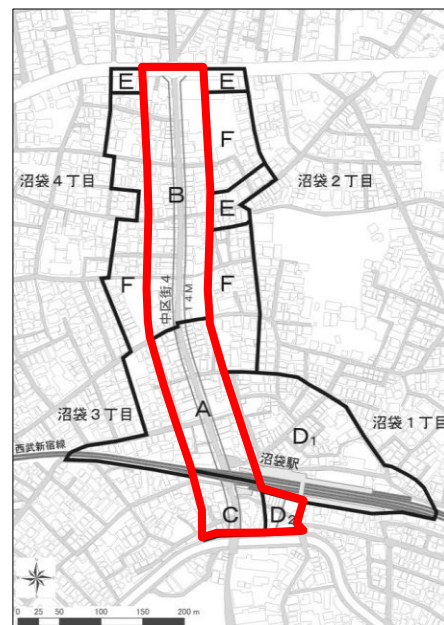


Q2：地区計画の土地利用の方針では、A~F地区の7つの地区に分かれていますが、地区整備計画(建替えのルール)はA、B、C、D₂地区のみに定めるのはなぜですか？

A2：区画街路第4号線の沿道については、区画街路第4号線の拡幅整備に合わせた防災性の向上やにぎわいの創出が求められます。そのため、区画街路第4号線沿道のA地区及びB・C地区について、先行して地区整備計画(建替えのルール)を定めることとします。

D₂地区については、すでに「平和の森公園周辺地区地区計画」が策定されているため、その内容を踏襲し変更しないこととします。

なお、D₁、E、F地区については、当面、地区整備計画を定めないものとします。今後、まちづくりの検討状況を考慮して、地区整備計画を定めてまいります。



Q3：防火地域に指定された場合どのような建築制限がありますか？

A3：防火地域内においては、3階建て以上であり、又は延べ面積が100㎡を超える建築物は耐火建築物(原則としてコンクリート造や鉄骨造など)にしなければなりません。それ以外の規模の建築物は準耐火建築物での建築が可能です。